令和3年度 地域密着型サービス事業所集団指導

サービス別資料



看護小規模多機能型居宅介護

沖縄市健康福祉部介護保険課 管理係



本資料では、令和3年度報酬改定の要点を ご説明しております。各項目の詳細につき ましては、条例や告示、その他国の通知等 をご確認くださいますようお願いします。





令和3年度介護報酬改定の要点

- 1. 人員基準
- 2. 運営基準
- 3. 報酬関係

1,5

1. 人員基準

①管理者交代時の研修の修了猶予措置



①管理者交代時の研修の修了猶予措置

赤本P795~ 社保審資料P126

管理者(沖縄市基準条例第192条第3項)

管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修(※)を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(※)認知症対応型サービス事業管理者研修



<追加>※解釈通知

ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者 交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新 たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道 府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了するこ とが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了して いない場合であっても差し支えない。











2. 運営基準

①通所困難な利用者の入浴機会の確保



①通所困難な利用者の入浴機会の確保

看取り期等で、通いサービスの利用が困難となった状態が不安定な利用者に入浴の機会を確保する観点から、多機能系サービスの提供にあたって、併算定できない訪問入浴介護のサービスを、多機能系サービス事業者の負担の下で提供することを可能とする。





赤本P811~ 社保審資料P21

沖縄市基準条例第97条(介護等)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に 対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービ スの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の 者による介護を受けさせてはならない。

<追加>※解釈通知

ただし、(看護)小規模多機能型居宅介護事業者の負担によ り、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支 えない。





※参考 **Q & A**

Q&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.5)

○通所困難な利用者の入浴機会の確保 問7

3. 報酬関係

- ①認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設
- ②緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実
- ③口腔機能向上の取組の充実
- 4栄養ケア・マネジメントの充実
- ⑤褥瘡マネジメント加算(新設)
- ⑥排せつ支援加算(新設)
- ⑦同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額 の計算方法の適正化

①認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設 青本 P 818~ 新 社保審資料P1 \mathbb{H} 認知症行動:心理 なし 症状緊急対応加算 200単位/日 在宅の認知症高齢者の緊急時の宿泊ニーズに対応できる環境づくりを一層推進する観点か ら、施設系サービス等と同様に、認知症行動・心理症状緊急対応加算を新たに創設する。

②緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実

青本 P 810~ 社保審資料P43

(介護予防)短期利用居宅介護費

要件

- ①利用者の状態や利用者家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員(介護 予 防支援事業所の担当職員)が緊急に必要と認めた場合であって、(介護予防)小規模多機 能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、登録者のサービス提供に支障がないと認めた場合 であること。
- ②人員基準違反でないこと。
- ③あらかじめ利用期間を定めること。
- ④登録者の数が登録定員未満であること。⇒ 削除
- ④サービス提供が過少である場合の減算を算定していないこと。

利用

宿泊室の数×(登録定員-登録者の数)÷登録定員

人数

<改定>宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の 短期利用者の合計が、宿泊定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること。

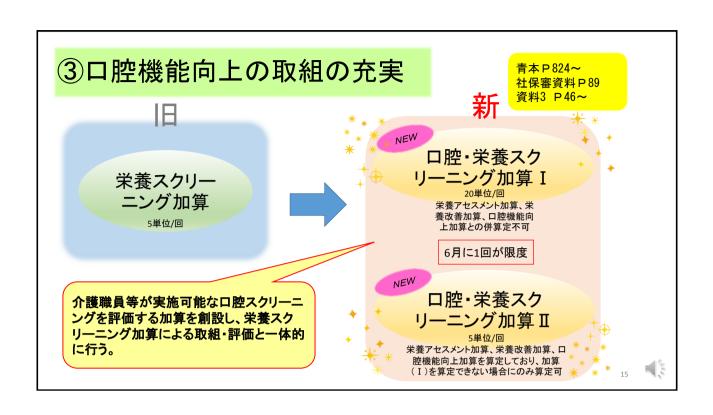


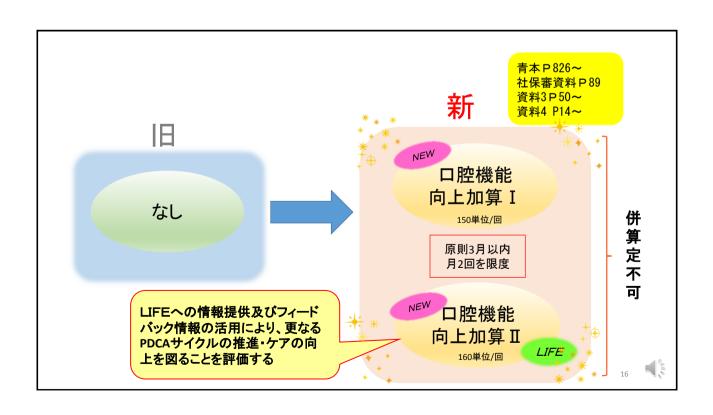


Q & A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.4)

〇短期利用居宅介護費 問18





算定要件等

社保審資料より抜粋

- <口腔・栄養スクリーニング加算(I)>
- 介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態につい て確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること(※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び 口腔機能向上加算との併算定不可)
- <□腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)>
- 利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確 認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること(※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔 機能向上加算を算定しており加算(1)を算定できない場合にのみ算定可能)
- <□腔機能向上加算(II)>
- 口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向 上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用して いること

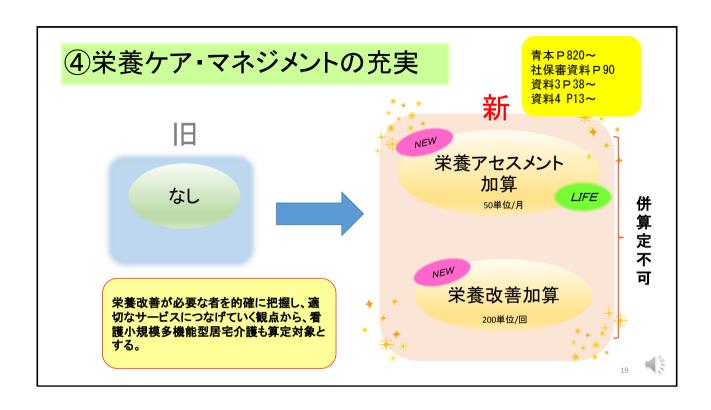




Q&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)

〇口腔・栄養スクリーニング加算 問20



社保審資料より抜粋

算定要件等

< 栄養 アセスメント加算 > ※口腔・栄養スクリーニング加算(I)及び栄養改善加算との併算定は不可

- 当該事業所の従業者として又は外部(※)との連携により管理栄養士を1名以上配置していること
- 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること
- 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
 - ※ 他の介護事業所、医療機関、介護保険施設、日本栄養士会や都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」。 ただし、介護保険施設については、常勤で1以上又は栄養マネジメント強化加算の算定要件の数を超えて管理栄養士を配置している施設に限る。

<栄養改善加算>

○ 栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問することを新たに求める。



※参考 Q & A



Q & A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3)

- 〇栄養アセスメント加算、栄養改善加算等 問15
- 〇栄養改善加算 問33

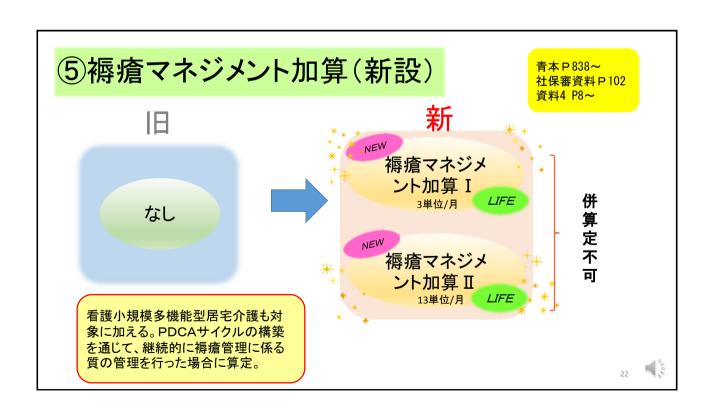
(vol.6)

○栄養アセスメント加算

(vol.10)

〇栄養アセスメント加算 問1





※参考 **Q & A**

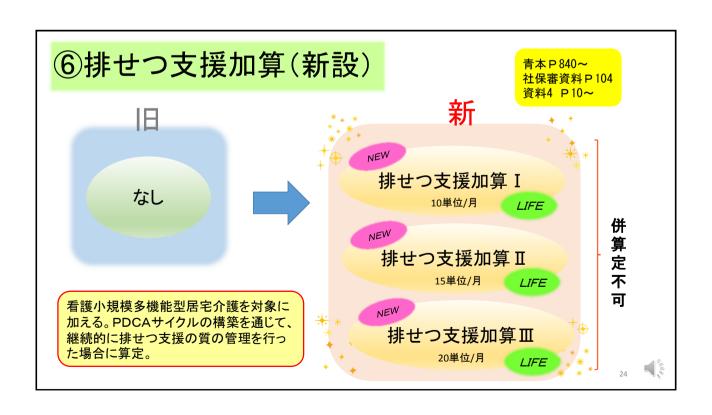


Q&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.10)

○褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算につ いて 問2





※参考 **Q&A**

Q&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.10)

○褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算につ いて 問2



⑦同一建物減算適用時等の区分支給限度 基準額の計算方法の適正化 青本 P 810

社保審資料P142

同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管 理については、当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点 から、減算の適用前(同一建物に居住する者以外の者に対して行う場 合)の単位数を用いる。









